

立正大学における研究不正防止に関する啓発活動の一環として、本学における取組や不正発生要因への対応等を定期的にお知らせいたします。

●不正防止推進委員会の開催における計画の策定

令和 6 年 3 月 5 日に開催されました令和 5 年度第 2 回不正防止推進委員会にて「令和 5 年度不正防止計画」の実施状況が確認され、「令和 6 年度不正防止計画」が新たに計画されました。

また、「令和 6 年度立正大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動計画」が新たに策定されました。それに伴い、「不正防止に向けた取組の徹底について」においては、本学では、研究倫理教育そして公的研究費に係るコンプライアンス教育について、本学の研究者が定期的に受講することを義務付けています。

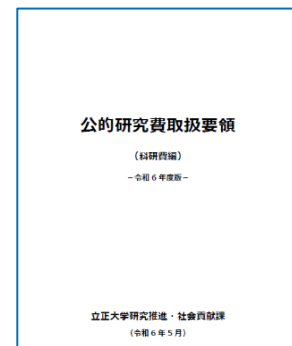
本学では公的研究費の不正使用防止に関する取り組みを引き続き行って参ります。

●令和 6 年度版公的研究費取扱要領の発行

立正大学では毎年「公的研究費取扱要領」を作成しております。公的研究費における経費執行の際に、ご活用いただけますようお願い申し上げます。

また、令和 6 年 5 月 16 日に令和 6 年度科研費経理説明会を実施いたしました。未視聴の研究代表者及び研究分担者の皆様はオンデマンド配信も行っておりますので、動画視聴をご希望される方は研究推進・社会貢献課までご連絡ください。ご視聴後は、下記のアンケートにご協力をお願い申し上げます。来年度の参考にいたします。

アンケート回答 (Forms) : <https://forms.office.com/r/fijRg07K4u>



●不正防止に係る取り組み・規程

不正防止に係る取り組み・規程を研究推進・社会貢献センターのホームページで公開しておりますので、ご覧ください。

<https://rpra.ris.ac.jp/fraud-prevention/>



●研究における不正使用事例

文部科学省「文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案」のうち、「二重投稿」「自己盗用」に係る事例を紹介いたします。

(参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360847_00031.html)

項目	内容
不正行為の種別	論文の二重投稿、自己盗用
不正が行われた年度	平成 18 年～平成 28 年
研究機関	A 大学
不正が行われた経費名称	科学研究費助成事業、 研究成果展開事業研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)
概要	<p>【契機】 A 大学理事長兼学長（論文投稿時：コンピュータ理工学部教授）より 12 編の論文に自己盗用の疑いがある旨の自己申告があった。</p> <p>【調査方法】 A 大学コンピュータ理学部教授（理事長兼学長）を対象者とした。また、申告の他にも同様の案件がないかを調査するため、A 大学着任以降に教授が発表した、①教授が筆頭著者となっている論文、②教授が責任著者となっていて指導学生が筆頭著者の論文、③他の研究者が筆頭著者であるが教授の研究テーマに密接に関連する論文の、計 54 編を調査対象とした。</p> <p>【結論】 教授自身の先行論文からの引用に不備があり、かつ先行論文と比較して新規性が認められない論文 4 編を二重投稿と認定した。また、自身の先行論文の記述や図表が適切な引用が付されないまま使用されており、引用に不備がある論文 4 編を自己盗用と認定した。</p>
発生要因	<p>教授は、システム開発論文について先行論文から共通しているシステム部分を説明する際に、同じ文章や図表を引用の記載がなく再利用しても自己盗用には当たらず、また、引用の記載がなくとも一定程度の差分を加えれば二重投稿にも当たらないとの認識をもっていた。これらは、次の要因によるものと思われる。</p> <p>①特許を取得してから論文を執筆するというスタイルを基本とし、出願した特許が認められれば公知の技術となることから、それを周知するため繰り返し発表すべきとの自らの考えの下、その手段として論文を活用していたこと。</p> <p>②論文の投稿規程、出版社のマニュアル・ポリシー等の確認を怠ったこと。</p> <p>教授は研究不正に関する考え方の変遷に注意を払わず、それぞ</p>

	<p>れの論文投稿時にその都度確認すべき投稿規程等の確認を怠り、二重投稿、自己盗用となる論文を投稿し、公知の技術は引用なしに再利用しても構わないといいながら、論文のどの部分が公知の技術かを明示せず、特許の存在にも触れずに、先行論文との比較なしではその論文の新規性が図れない論文の執筆は、故意性は認められないが、研究者としてわきまえるべき研究倫理の基本的な注意義務が欠如していたと言わざるを得ない。</p>
<p>研究機関が行った措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・論文の取下げ及び訂正：二重投稿を認定した論文の取下げ、自己盗用を認定した論文の訂正を勧告した。 ・被認定者に対する大学の対応（処分等）：本事案等を踏まえた理事長選考会議による審議の結果、辞職勧告を行った。
<p>再発防止策</p>	<p>令和3年度にA大学が実施した調査（2021-07）により講じた再発防止策について、令和4年4月より順次実施しており、各対策の有効性を検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正防止規程の見直し：捏造・改ざん・盗用以外の自己盗用や二重投稿などを具体的に類型化して規定することや、研究倫理教育の実効性を担保するための規定を追加するなどの改正を行う。 ・研究倫理教育の充実：不正行為の具体的な内容について、研究者（学生も含む）が十分に理解できるような研究倫理教育を行う。また、論文投稿時の剽窃チェックツールの導入など、共著者間でより丁寧なチェックを行えるような仕組みを構築する。 ・最新の研究倫理に係る情報の学内共有：各出版社等の投稿規程等の動向、投稿時におけるトラブル事例、研究不正事例など、最新の研究倫理に係る情報を学内で共有できるような仕組みを構築する。

【本件担当】総務部 研究推進・社会貢献課
品川キャンパス
〒141-8602 東京都品川区大崎4-2-16
電話：03-3492-8152
熊谷キャンパス
〒360-0194 埼玉県熊谷市万吉 1700
電話：048-536-6019
共通メールアドレス：shien@ris.ac.jp